

2020（令和2）年度第2回 伊賀市都市計画審議会

伊賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について(報告)

伊賀市都市計画審議会答申(別紙)

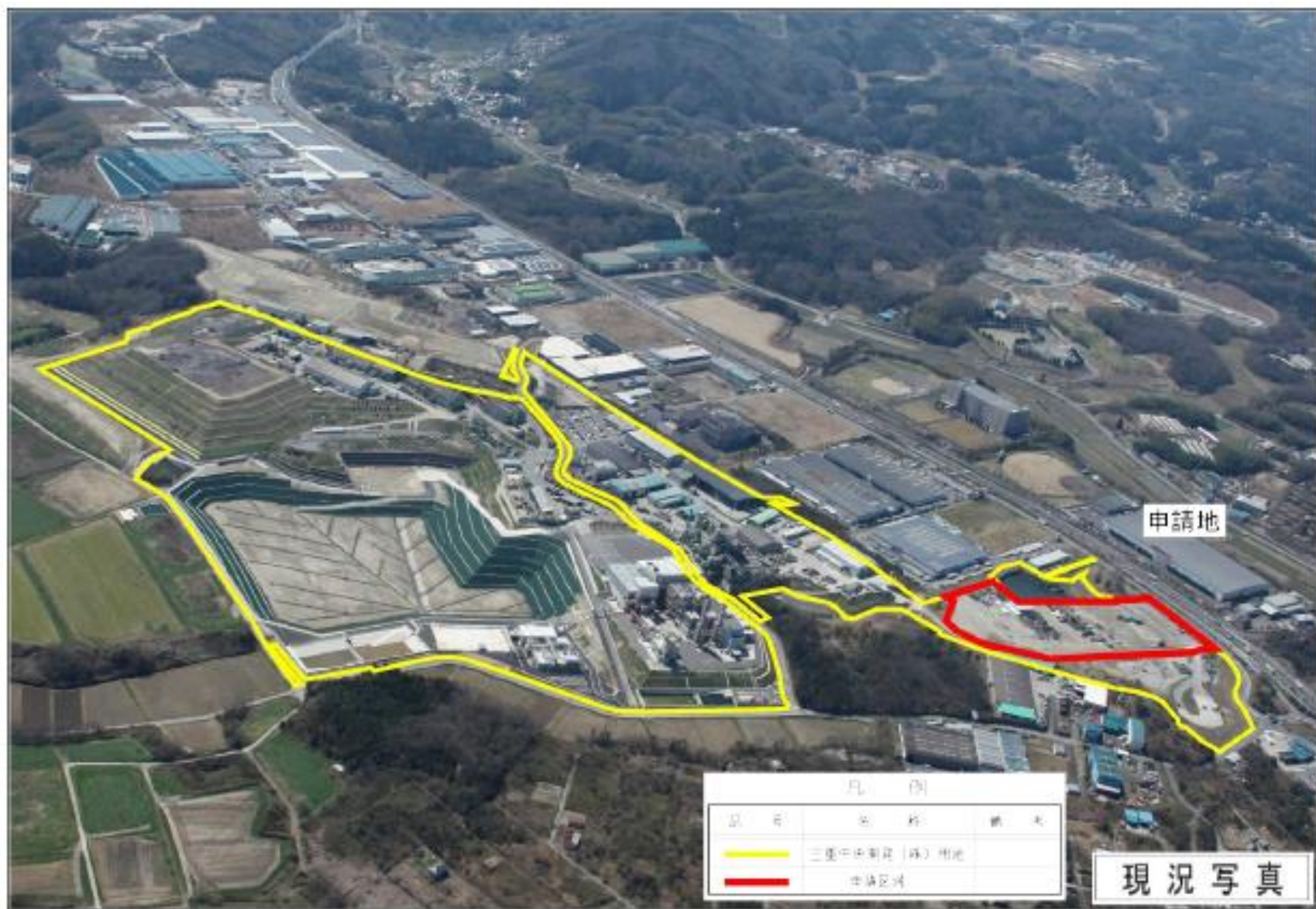
No.	記載箇所	意見内容	意見理由
1	概要 p 4 ・ 主要な都市計画の決定方針 ・ 市街地開発事業に関わる方針	「土地利用の純化等により」という文言について、市町村の実情に応じて対応できるような文言に置き換えることが適切ではないか。	伊賀鉄道上野市駅周辺については、今後開発が進んでいくということではなく、混合的土地利用を行っていくことにより住み続けていくことが必要と考えられるため。
2	改定案 p 17 ・ 第3章-1- (1) イ	「地域住民の日常の消費需要に～」の文章を削除していただきたい。	用途地域の中でさらに特別用途を併用して大規模集客施設の立地を抑制するという記述があることから、既存の大規模集客施設の建替えについても抑制する目的があるように読み取れるため。
3	改定案 p 4 ・ 第1章-1- (2)	川上ダムについて、治水のみでなく利水についても記載していただきたい。	ダム建設は利水の観点もあるためこの文章ではその部分が不足している。
4	改定案 p 22 ・ 第3章-2- (2)	伊賀市は伊勢側とは界を異にし、大阪湾に対して水が流れていくことを記述していただきたい。	三重県は鈴鹿山脈で分断されており、伊賀市については大阪湾に河川が流れ込んでいる。関西圏とのつながりが強いことを左記のことを記述していただきたい。
5	概要 p 4 ・ 主要な都市計画の決定方針 ・ 地域の特性に応じて定めるべき事項	「隣接する滋賀県甲賀市」との記述があるが、三重県亀山市についても追加していただきたい。	いこか連携によるもの。滋賀県甲賀市、三重県亀山市との連携については重要なものであるため。

第 2 - 2 号議案

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設
の敷地の位置について

申請施設の事業概要

名 称 等	位 置	敷地面積	備 考
【施設】 ○メタン発酵施設 ・廃プラスチック類の破碎施設 ・木くずの破碎施設 ・汚泥の脱水施設 【申請者】 大栄環境株式会社 代表取締役 金子文雄	伊賀市治田字北福澤 3680番他20筆	約29,000m ² ○メタン発酵施設 約17,000m ²	[処理能力] 【破碎】 311 t / 12 h ・ 251 t / 12 h 1 基 ・ 60 t / 12 h 1 基 【脱水】 612m ³ / 24 h ・ 204m ³ / 24 h 3基
○堆肥化施設 ・ごみ処理施設 【申請者】 大栄環境株式会社 代表取締役 金子文雄		○堆肥化施設 約12,000m ²	【発酵】 92 t / 8 h



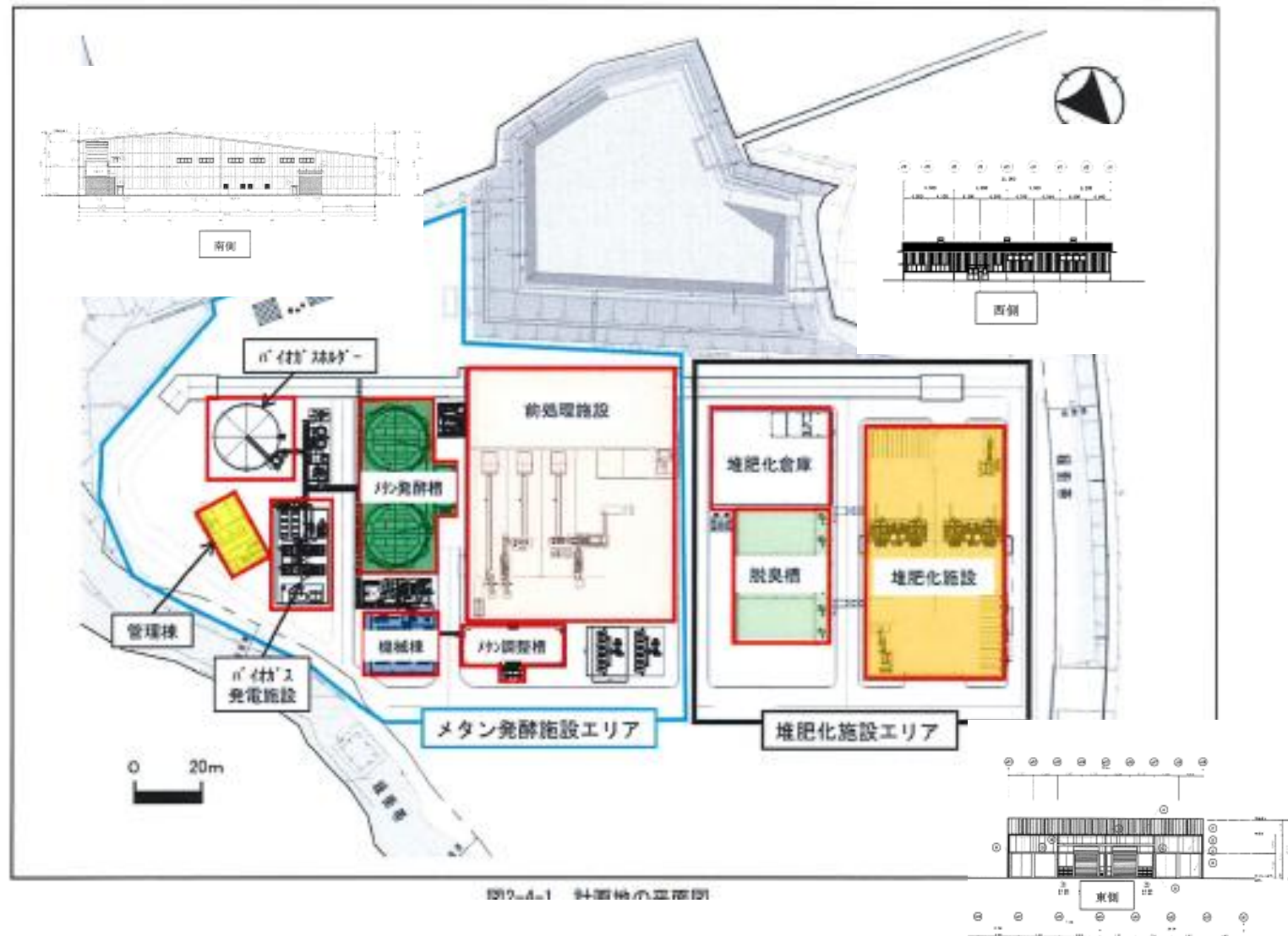
申請の経緯と計画の概要①

- ・新たな事業として、メタンガスを用いたガス発電を行い、その電力を売電する計画、及び同敷地内で堆肥化施設を設置し、堆肥の製造を行う計画。
- ・新たな事業のために、メタン発酵施設の設置及び同敷地内への堆肥化施設の設置を計画
- ・メタン発酵施設、堆肥化施設で一般廃棄物及び産業廃棄物がそれぞれ処理される。

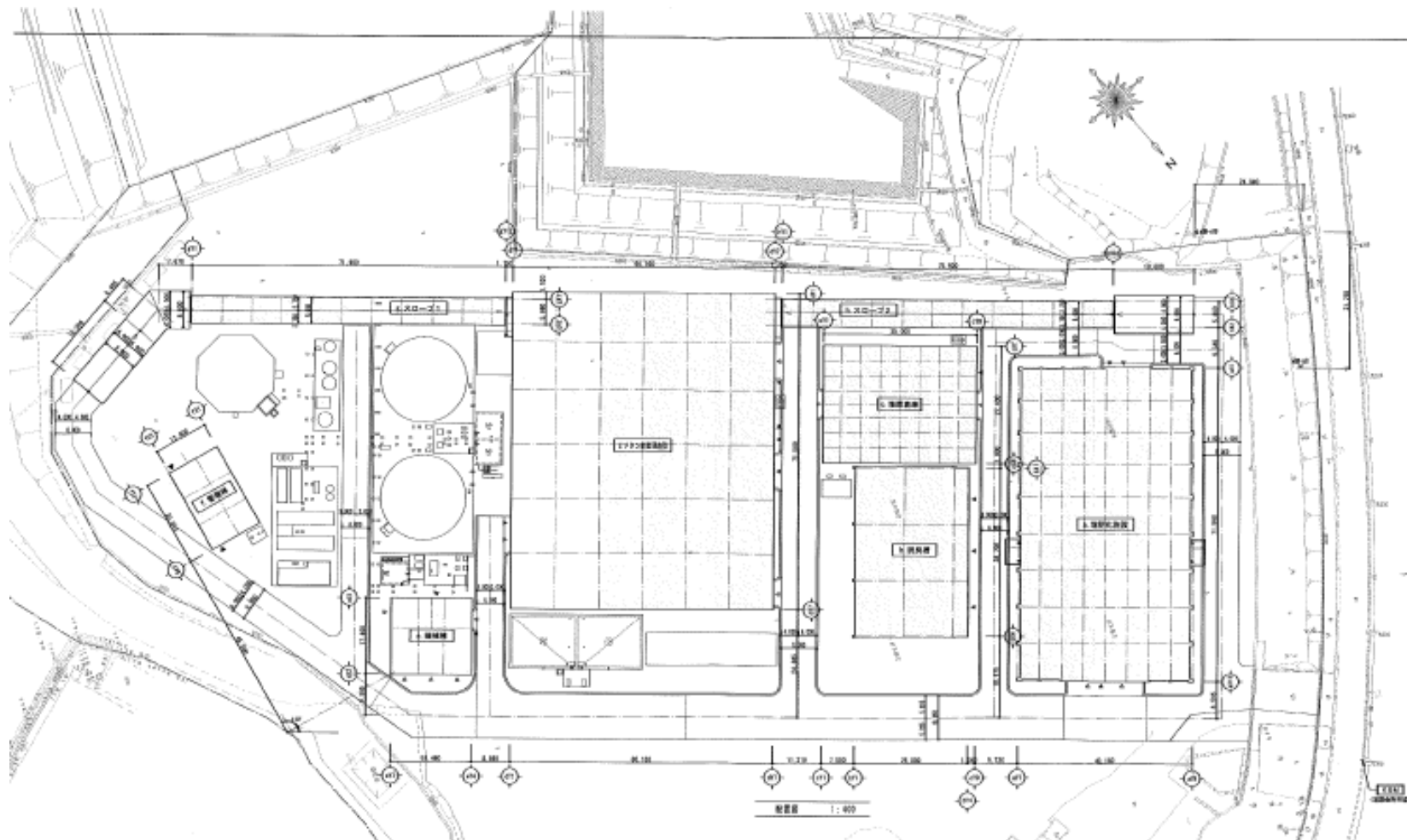
申請の経緯と計画の概要②



申請の経緯と計画の概要③



申請の経緯と計画の概要④



建築基準法第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

扱う品目と分類

一般廃棄物

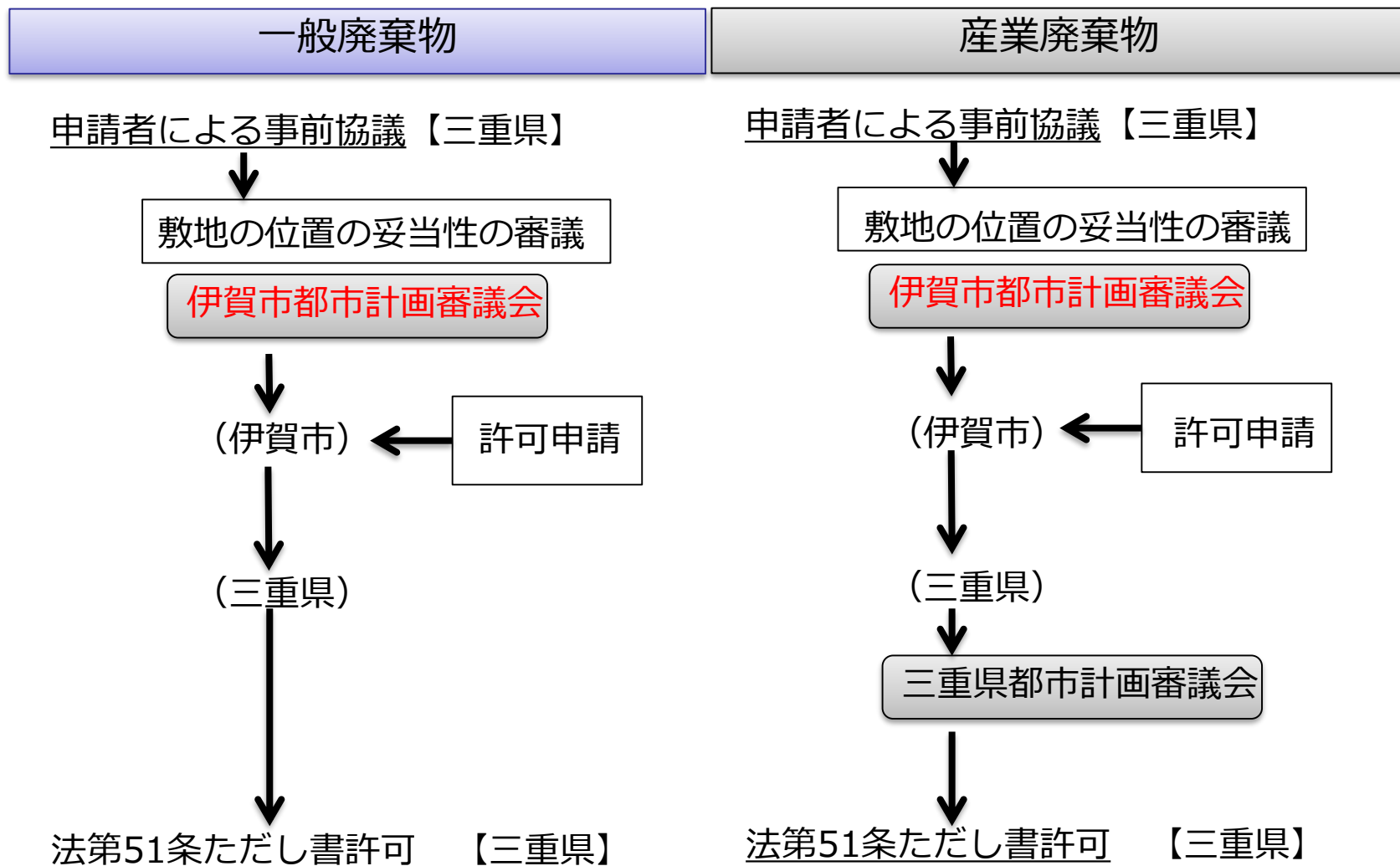
一般廃棄物混合物

産業廃棄物

廃プラスチック類
木くず
紙くず
繊維くず
汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
動植物性残渣
動物系固形不要物
家畜のふん尿
金属くず
ガラスくず等

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく
設置許可が必要な
「その他政令で定める処理施設」

建築基準法第51条ただし書許可申請の流れ



廃棄物処理施設における都市計画審議会の関わり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理
及び清掃に関
する法律

大気汚染防
止法

騒音規制法

振動規制法

土壌汚染対策
法

悪臭防止法

建築基準法（第51条ただし書）

都市マスタープラン

都市計画決定事項

都市計画における
位置の妥当性

住居地域等との位置関係

公共施設等との位置関係

新施設の設置に伴う位置の妥当性

8つの項目により判断

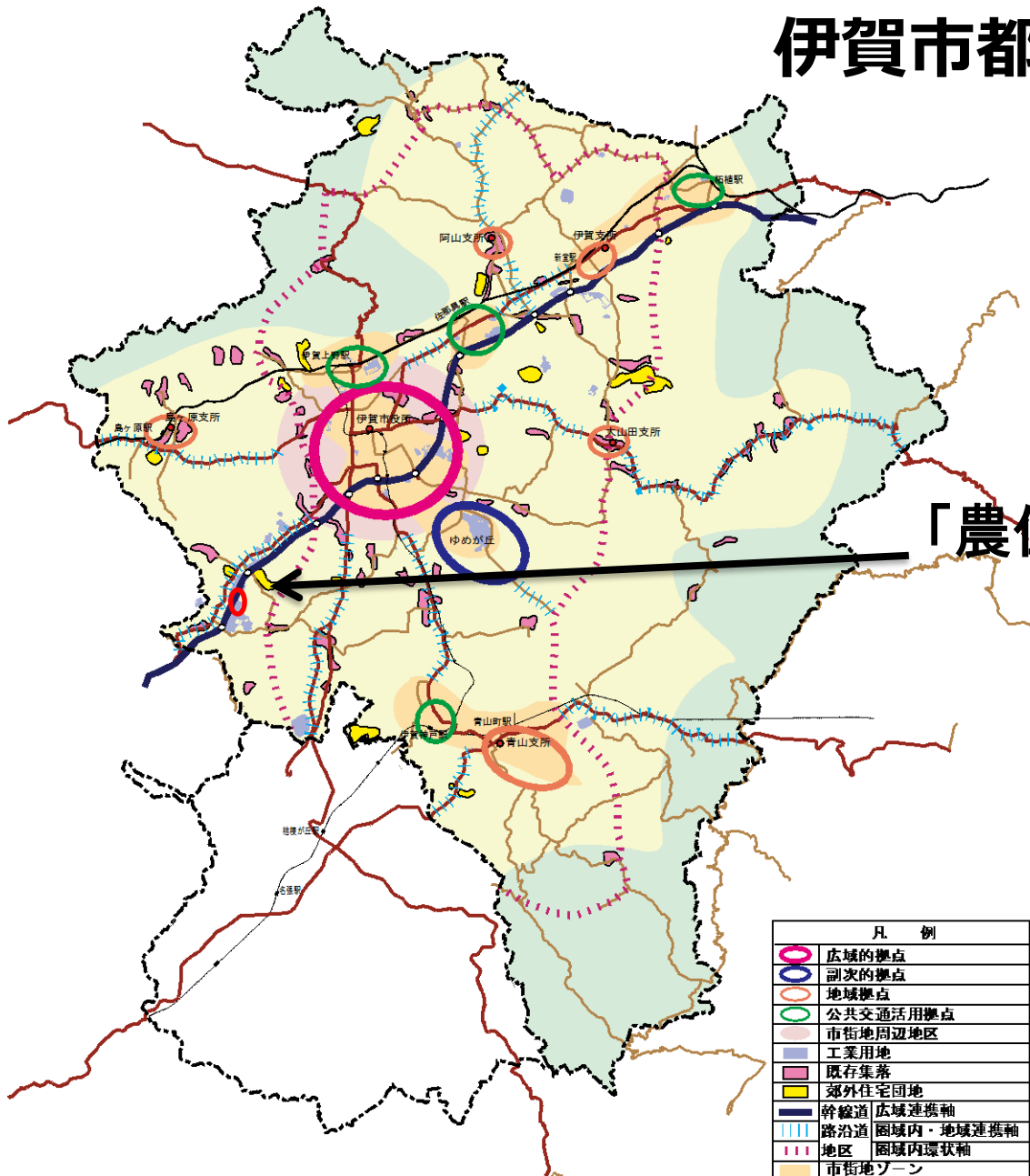
- ① 伊賀市における土地利用上の妥当性
- ② 敷地周辺の状況
- ③ 施設計画の妥当性
- ④ 事業計画の妥当性
- ⑤ 周辺環境に関する影響
- ⑥ 搬出・搬入路
- ⑦ 関係機関との協議
- ⑧ 地元との協議・説明

①伊賀市における土地利用上の妥当性

申請地は

- 伊賀市都市マスタープランの土地利用区分「農住ゾーン」の中「工業用地」内
- 伊賀都市計画区域内
- 土地利用基本計画による工業用地区域としての位置付け
- リサイクル及び中間処理施設として都市計画法29条開発許可区域

伊賀市都市マスタープラン



「農住ゾーン」、「工業用地」

凡 例	
	広域的拠点
	副次的拠点
	地域拠点
	公共交通活用拠点
	市街地周辺地区
	工業用地
	既存集落
	郊外住宅団地
	幹線道 広域連携軸
	路沿道 圏域内・地域連携軸
	地区 圏域内環状軸
	市街地ゾーン
	農住ゾーン
	森林ゾーン

廃棄物処理施設の敷地位置の考え方

建築基準法第51条ただし書き許可申請における敷地の位置の考え方

国土交通省都市計画運用指針

- ・ 工業系の用途地域への設置
- ・ 集約して設置することが望ましい

伊賀市都市マスタープラン 「工業用地」

- ・ 既存工業集積地への工業系土地利用の集積
- ・ 住居系用途との混在の回避

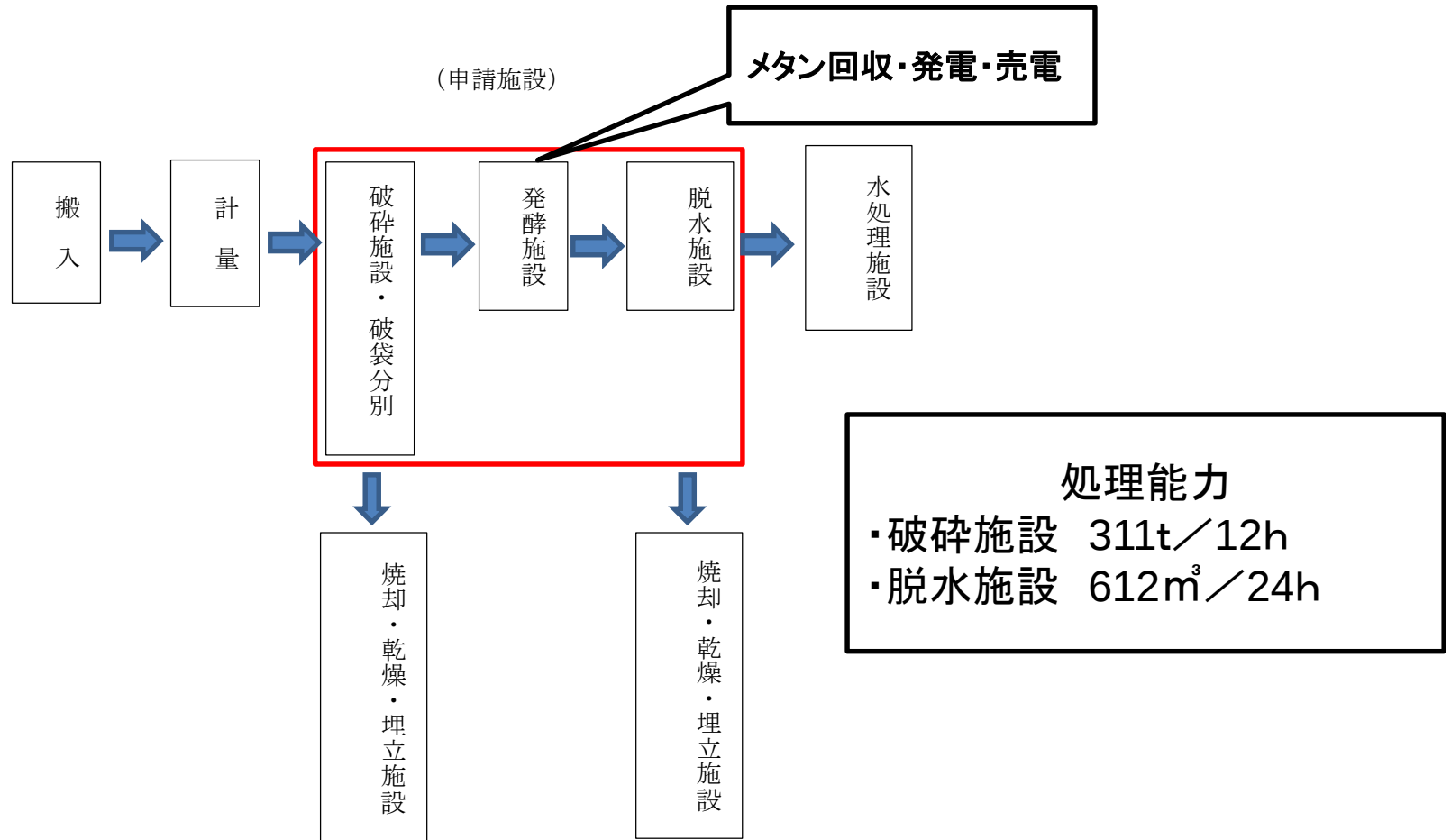
②敷地周辺の状況

- 申請敷地から東側約400mの位置に住宅団地が存在する。
- 申請敷地から南東側約2 k mの位置に教育施設（予野保育園）が存在する。

敷地周辺の状況

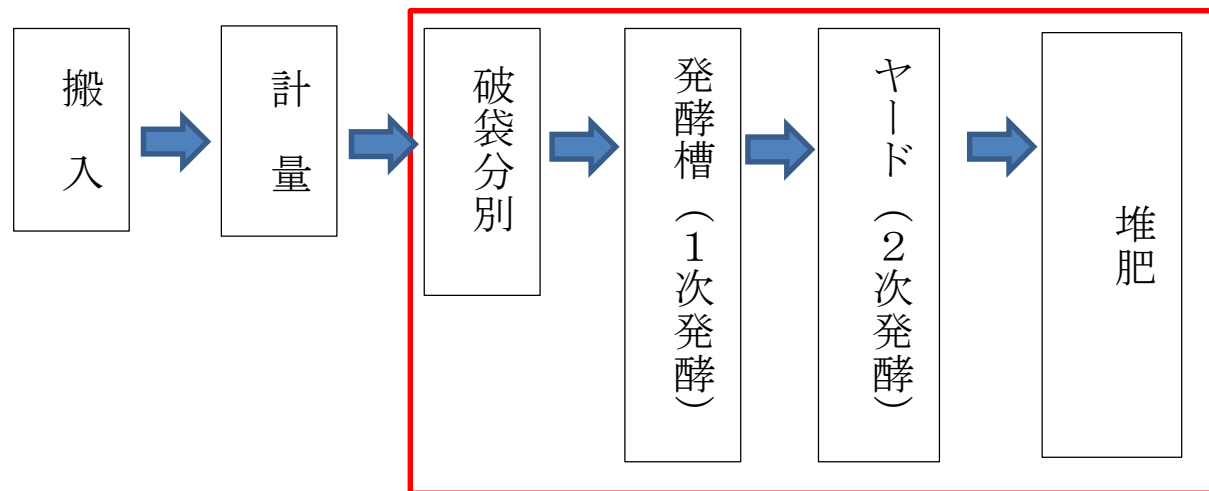


③施設計画の妥当性（メタン発酵施設）



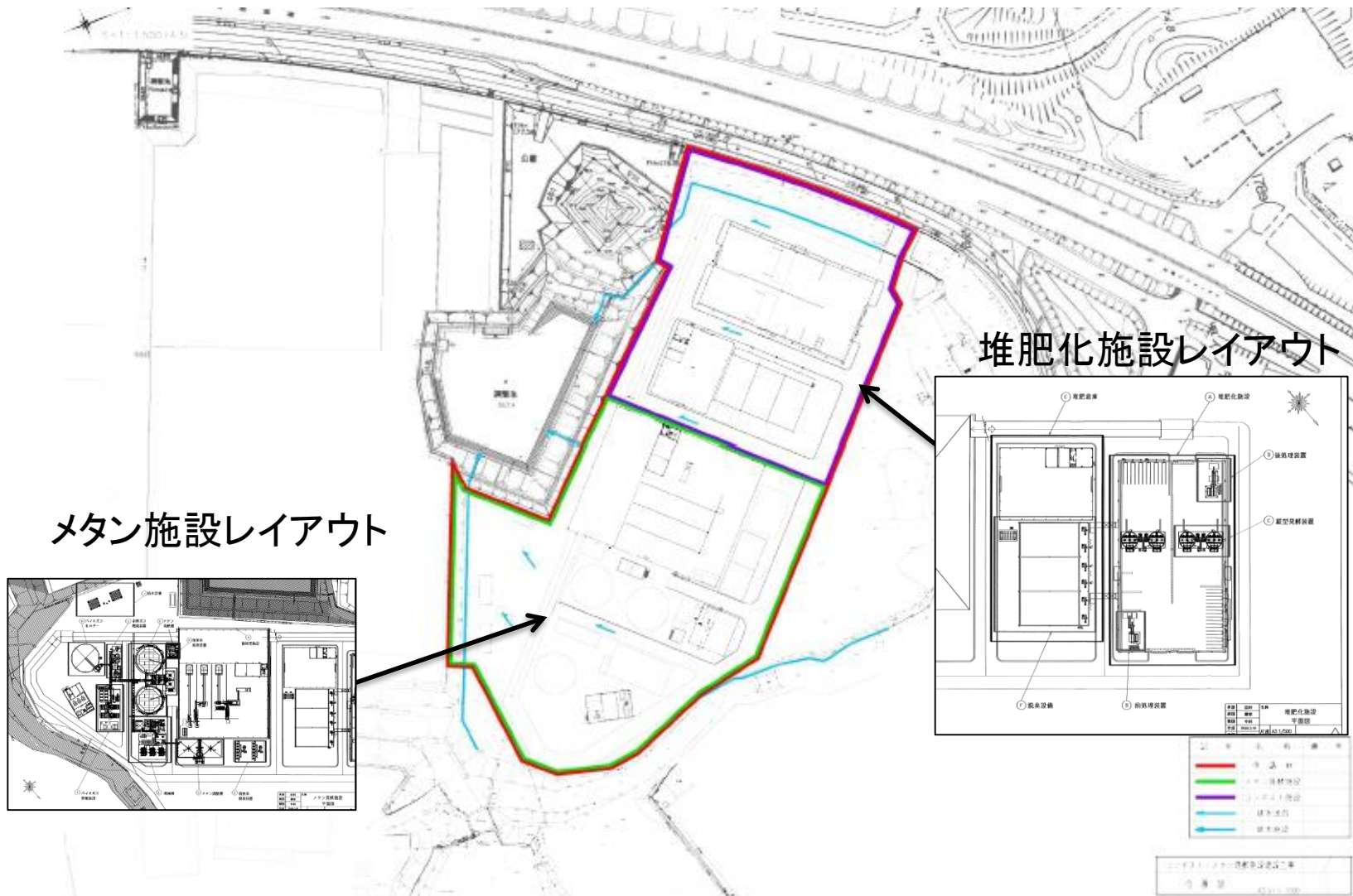
③施設計画の妥当性（堆肥化施設）

（申請施設）



処理能力
・発酵施設 92t／8h

③施設計画の妥当性（全体配置）



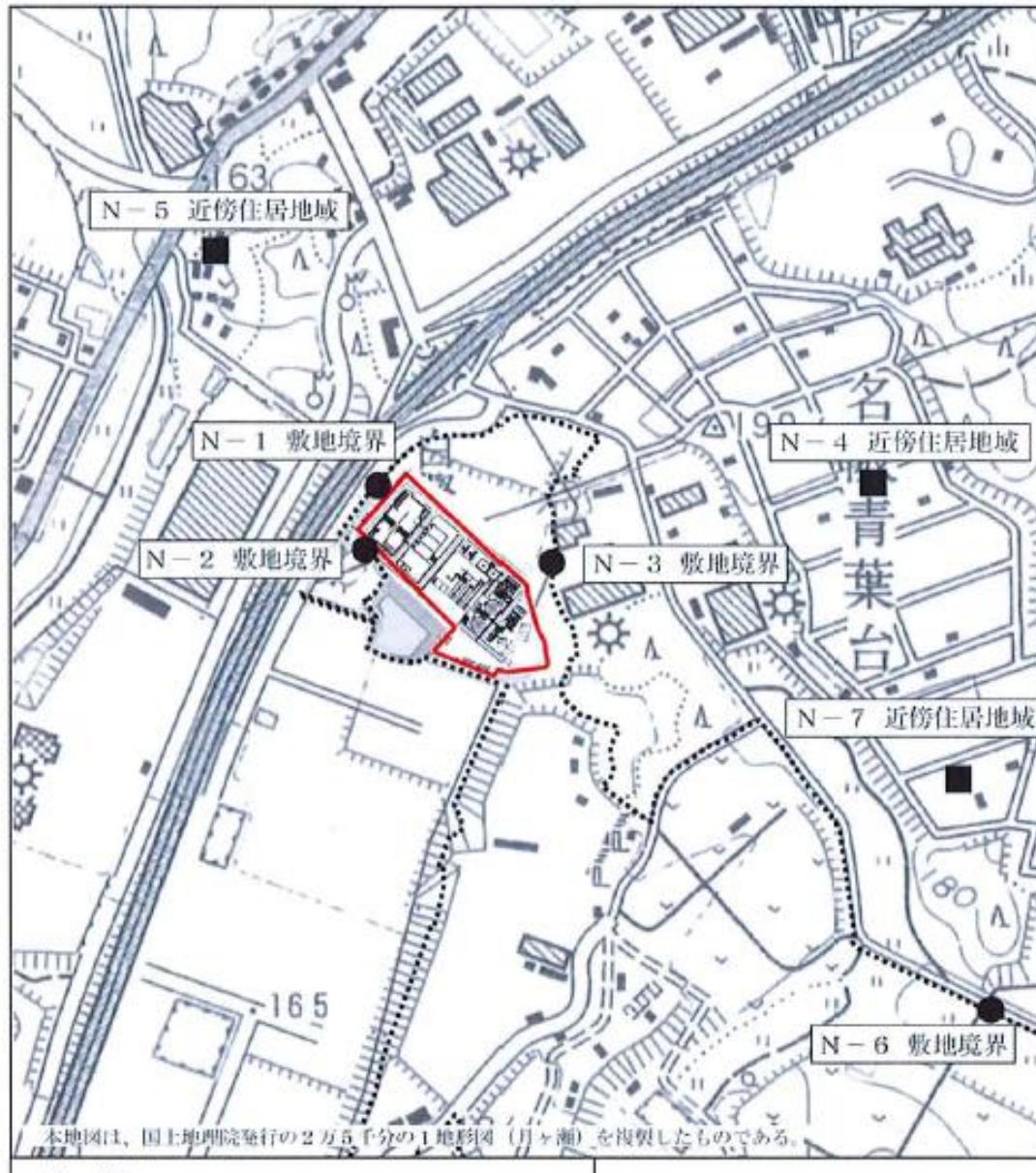
④事業計画の妥当性

- 操業時間
午前 8 時から午後 9 時。
発酵槽や脱水施設は24時間稼働
- 作業員延べ27名（メタン施設）
- 作業員延べ10名（堆肥化施設）

⑤周辺環境に関する影響について (騒音・振動)

	推計値	三重県生活環境の 保全に関する条例 施行規則第22条 基準値	推計値<基準 値
騒音 午前6時～午前8時	54.3dB	55dB	○
騒音 午前8時～午後7時	58.5dB	60dB	○
騒音 午後7時～午後10時	51.7dB	55dB	○
騒音 午後10時～午前6時	49.8dB	50dB	○
振動 午前8時～午後7時	58.9dB	65dB	○
振動 午後7時～午前8時	49.8dB	60dB	○

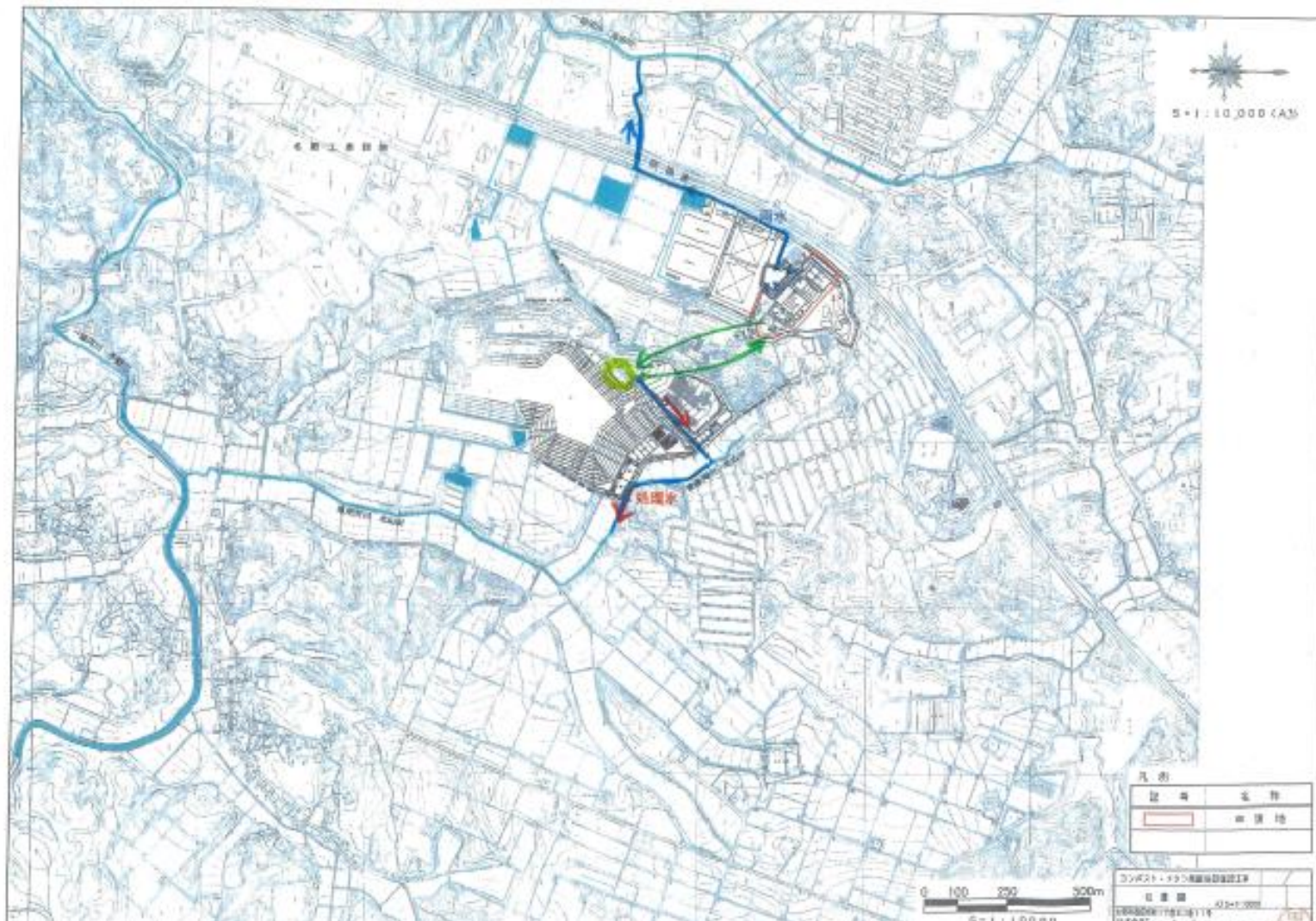
実測及び評価地点



⑤周辺環境に関する影響について (雨水・排水・環境保全措置)

- 施設からの排水は水処理施設を経由し、再利用及び北山川へ放流。
- 雨水 調整池を経由し治田川へ放流。
- 騒音・振動の測定、安全パトロール・衛生パトロール、臭気パトロールを実施

雨水・排水経路



⑥搬入・搬出路 (ルート・車両計画)

- 名阪国道白檜インターチェンジから市道白檜治田下り側道線（幅員10m）から搬出入を行う
- 運搬車両 10 t 約65台
- 通学路に指定されていない
- 民家なし

搬入・搬出経路



⑦関係機関との協議

- 環境部局

三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく協議

- 開発部局

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設とし都市計画法第29条による開発許可を受け、既に完了済みである。

⑧地元との協議・説明について (土地権利者)

- 三重産業廃棄物処理指導要綱に基づき、隣接地（計画敷地境界から20m以内）の土地所有者及び土地使用権限を有する者の同意を取得。
- 同指導要綱に基づき、計画敷地境界から100m以内の範囲に居住する者及び事務所・店舗等の代表者又は責任者の同意を取得。

⑧地元等との協議・説明について (地域説明等)

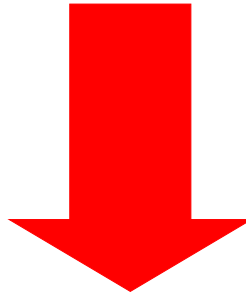
- 申請地の治田区、白檜地区、事業所のある予野区に対して2019年8月に事業説明を行い、了承を得ている。

判断基準のまとめ

- 敷地は既に、工業用途の土地利用がされており、本計画の実施により土地利用に変更はない。
- 既存の事業敷地内での事業であり、新たな、敷地の拡張は行わない。
- 敷地境界での環境予測から生活環境への新たな影響は小さい。
- 新たなインフラ整備の必要はない

判断（案）

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について



都市計画上支障が無い